

## 大阪市港区役所とジーライオングループとの包括連携に関する協定書

大阪市港区役所（以下「甲」という。）とジーライオングループ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、国土交通省港湾局長が登録した「みなとオアシス大阪港・天保山」（以下「みなとオアシス」という。）を拠点とした大阪市港区のにぎわいの創出及び魅力の増進を図るため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力して、乙が保有するみなとオアシス構成施設を活用した景観形成をはじめとする様々な施策を実施することにより、みなとオアシスを拠点とした大阪市港区のにぎわいの創出及び魅力の増進を図ることを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- 一 みなとオアシスの景観形成の促進に関すること
- 二 港区の活性化に関すること
- 三 港区の産業振興に関すること
- 四 港区の防災性向上に関すること
- 五 その他、築港・天保山エリアをはじめとした港区の魅力向上に関すること

### （事業の実施）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の推進について協議し、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ、決定する。

### （協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月29日

甲 大阪市港区市岡1丁目15番25号

大阪市港区長

乙 兵庫県丹波篠山市東吹336番地1

ジーライオングループ

合同会社デカンショパワー

代表社員